

令和2年4月20日

関係機関 御中

仙台高等裁判所総務課

仙台地方裁判所総務課

仙台家庭裁判所総務課

新型コロナ感染拡大防止のための期日取消し等について

て

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び宮城県による外出自粛要請等を踏まえ、仙台高等裁判所、仙台地方裁判所及び仙台家庭裁判所（地家裁の支部及び宮城県内の簡易裁判所を含む。）において、4月20日（月）から5月6日（水）までの間実施される予定であった期日を、下記のとおり取り消すこととしましたのでお知らせします。新たな期日については、指定され次第、担当部等から訴訟関係人に対し連絡されます。

なお、事件書類の受付事務は通常どおり実施しますが、家庭裁判所及び簡易裁判所で実施している手続案内については原則として中止します。

おって、この関係の期日指定の取消し等については、裁判所ウェブサイトでもお知らせしています。

記

1 高等裁判所

(1) 民事事件及び行政事件

次の事件を除き、指定期日が取り消される。

ア 保全事件に関する抗告事件

- イ 配偶者暴力等（D V）事件に関する抗告事件
- ウ 人身保護事件に関する抗告事件
- エ その他、特に緊急性の高い事件

(2) 刑事事件

公判期日については指定期日が取り消される。

2 地方裁判所及び簡易裁判所

(1) 民事事件及び行政事件

民事事件及び行政事件については、次の事件を除いて指定期日が取り消される。

- ア 民事保全事件（行政事件の仮の救済手続を含む。）
- イ 配偶者暴力等（D V）に関する保護命令事件
- ウ 人身保護事件
- エ その他、緊急性の高い事件

(2) 刑事事件

公判期日の一部について指定期日が取り消される。

3 家庭裁判所

(1) 家事事件・人事訴訟事件

調停事件、審判事件等期日が指定されている事件については、判決言渡期日及び既に審判日を指定されている事件並びに緊急を要する事件を除き、指定期日が取り消される。

(2) 少年事件

審判期日は原則として取り消されるが、観護措置がとられている事件のほか、特に急を要する事件については、審判期日を開く場合がある。